

モンゴル時代華北地域社會における

命令文とその刻石の意義

——ダーリタイ家の活動とその投下領における全眞教の事業——

船 田 善 之

はじめに

- 一 ダーリタイ家後裔諸王の令旨二通と投下領
 - 二 二通の令旨の發令年
 - 三 ダーリタイの事跡の敘述と後裔諸王のモンゴル高原本領
 - 四 二通の令旨の價值と特徴
 - 五 令旨とその刻石立碑の機能と地域社會における影響
- おわりに

はじめに

本稿の目的は、モンゴル時代寧海州（現在の山東省煙臺市・威海市一帯）の石刻史料の分析を通じて、同地域における、モンゴル諸王・道士・地方官の相互關係の一端を明らかにすることである。なかでも、モンゴルによる華北統治の特徴の

一つをなすモンゴル諸王の命令文に焦点を當て、モンゴル統治層の命令文の發令とその刻石が地域社會においてどのような意義をもっていたのかについて考察する。

モンゴル時代、征服地とその權益は、帝國の統治層を形成したテムジン(Temüjin (チンギスハーン Chinggis qan))の一族・姻族・功臣に分配された。彼らの所領は「投下領」と總稱され、モンゴル帝國の構造を説明する重要な關鍵として研究が進められてきた。^①「投下」とは、漢語に起源する史料用語で、テムジンの一族・姻戚・功臣といった遊牧領主自身とその麾下の遊牧集團、所領・屬民を指す。^②松田孝一(一九七八)は、領主が漢地の投下領に對して直接の統治・課税の實權をもたず、収入の一部を受領するだけであつたとする見解を批判的に檢證し、税役徵收については留保しつつも、その統轄權が名目的ものではなかつたと結論している。また、杉山正明(一九九三)は、投下が「東方におけるモンゴル支配を説明する鍵」でありながら、その研究が十分に深化しなかつた理由の一つとして「實態論への糸口を見いだせなかつた」(杉山正明 一九九三、一八八頁)ことを挙げ、ジョチハサル Joci Qasar 家に關わる令旨碑を起點として、漢地における投下領支配の實態の一端を提示した。この研究を受け、また杉山正明(一九九〇a)が提唱する「モンゴル命令文の總合的研究」の潮流の中で、石刻史料を活用したモンゴル諸王の投下領に關する研究が展開されてきた。^④

筆者の研究もこのような取り組みの一環に位置づけられるものである。本稿では、モンゴル命令文研究への貢獻、及びモンゴル諸王の投下領支配の實態説明に加えて、その支配が投下領の地域社會に與えた影響についても議論したい。これまでの研究は、どちらかというところ、モンゴル帝國の上部構造や諸王の支配のあり方に重點が置かれてきた。もちろん、それは、モンゴル帝國の國家構造やその支配を考察するにあたって、採られるべき視座である。しかしながら、モンゴルの支配がその領域に何をもたらしたかという問題もまたモンゴル帝國史研究において重要な課題の一つである。モンゴルの支配を相對的かつ總體的に理解するためには、投下領の地域社會にも焦點を當てる視座が不可欠となるはずである。^⑤

以上の研究蓄積と筆者の問題意識を踏まえ、本稿では、モンゴル時代寧海州の石刻史料、特にダーリタイ・オツチギン

Daraitai Odcigin の後裔諸王の令旨碑二通を分析することにより、彼らの活動とそれが彼らの投下領であった寧海州の社會に與えた影響を考察する。その論點として、以下の五點を擧げることができる。第一に、この令旨二通がいつ發令されたのか。第二に、この令旨二通によって、ダーリタイとその後裔諸王の活動についてどのような新知見が得られるのか。この問題は、ダーリタイとその後裔のモンゴル帝國における政治的立場とも深く関わってくる。第三に、この令旨は、どのような時代背景の下で發令されたのか。第四に、これらの令旨の書式は、モンゴル命令文の體系においてどのような位置づけられるのか。第五に、命令文の發令とその刻石立碑は、地域社會においてどのような意味をもったのか。これらの問題を議論しつつ、モンゴルの華北支配の實像への接近を試みたい。

一 ダーリタイ家後裔諸王の令旨二通と投下領

本稿の基本史料となるのは、「ウマ年ハルハン Qatqan (哈魯罕) 大王令旨碑」・「イヌ年寧海王イスマール Ismail (亦思馬因) 令旨碑」である。それぞれ、ウマ年七月四日、イヌ年七月十七日に發令された。筆者は、すでに船田善之(二〇一b、一三—一六頁)で原石(斷片が現存)の實見に基づいた基本情報と録文を提示している。まず、その録文に基づいて、譯文を提示し、考察を進めることとする。

「ウマ年ハルハン大王令旨碑」の現代日本語譯は以下の通りである。

皇帝の福蔭のもとに、ハルハン大王の令旨。寧海州のダルガ daru₁a に、管民の官人たちに、道士を管轄する頭目たちに「言つて聞かせる令旨」。我らに屬する城市である寧海州の地の、大崑崙山の東祖庭である煙霞洞の神清宮という名前の道觀で住持を務める靜淵明德大師・道正の孫道衍という名前の道士がその道觀で聖像を整え、殿宇を築造した。このように勤勉であったため、令旨を與えたのだ。皇帝・皇后・諸王に福を祈つて長壽を祝せ。誰であっても、彼らに對して騒ぎを起こしたり、欺いて虐げたりしてはならない。彼らに屬する宮觀である神清宮・清陽觀の石人

埠・栲栳山・石門口の土地・田莊・山林は、何であつても、人々は處分したり、奪い取つたりしてはならない。孫道衍だけに管理させよ。我が令旨に違ふな。違ふ人らは、恐れないのであるか。我が令旨は、ウマ年七月初四日に、黒龍江に在る時に書いた。

次に、「イヌ年寧海王イスマイル令旨碑」の現代日本語譯を掲げる。

皇帝の福蔭のもとに、寧海王イスマイルの令旨。寧海州のダルガ・官人たちに、人々に言つて聞かせる令旨。崑崙山にある煙霞洞神清宮に、以前、丘神仙（丘處機、長春真人）がやつて來た。唐四仙姑がいた。彼女は以前德行が高かつたので、彼女に寓眞資化順道真人唐守明の名前を贈つて與えた。この道士たちに令旨を與えたのだ。この隨處の宮觀の德行があつて誠實な道士たち、さらに別の宮觀に在る道士たちに、煙霞洞でも石を立てさせよ、と言つて令旨を與えたのだ。イヌ年七月十七日に、上都に在る時に書いた。

ハルハンとイスマイルは、ともにテムジンの叔父ダーリタイ・オツチギンの玄孫にあたる。『南村輟耕錄』卷一「大元宗室世系」及び『元史』卷一〇七・表第二「宗室世系表・答里眞位」には、「答里眞」すなわちダーリタイ・オツチギンの玄孫の世代四人の中に「哈魯罕王」「寧海王亦思蠻」の名が擧げられる。亦思蠻はイスマイルの別表記である。⁽⁸⁾ダーリタイ家は「太祖叔答里眞官人位」として寧海州に一萬戸の投下領を所有していたことが、『元史』卷九十五・志第四十四「食貨三・歲賜」の記事から知られている。ただし、『元史』卷二・本紀第二「太宗・太宗八年七月」が傳えるいわゆる「丙申年分撥」（一二三六年、オゲデイ Ögedei の命令による漠地投下領の分與）には、ダーリタイ家への分與が記されていない。松田孝一（二〇一〇a）は、一二三六年に分與されていたとしてもそれはわずかな戸數であつたはずで、寧海州に一萬戸の投下領が設定されたのはフビライ Qubilai の時代であつたとする重要な知見を提出した。本稿もこの見解に従うものである。

松田善之（二〇一b、一一〜一三頁）で紹介したように、この二通の令旨碑については、すでに中華民國二十五年（一

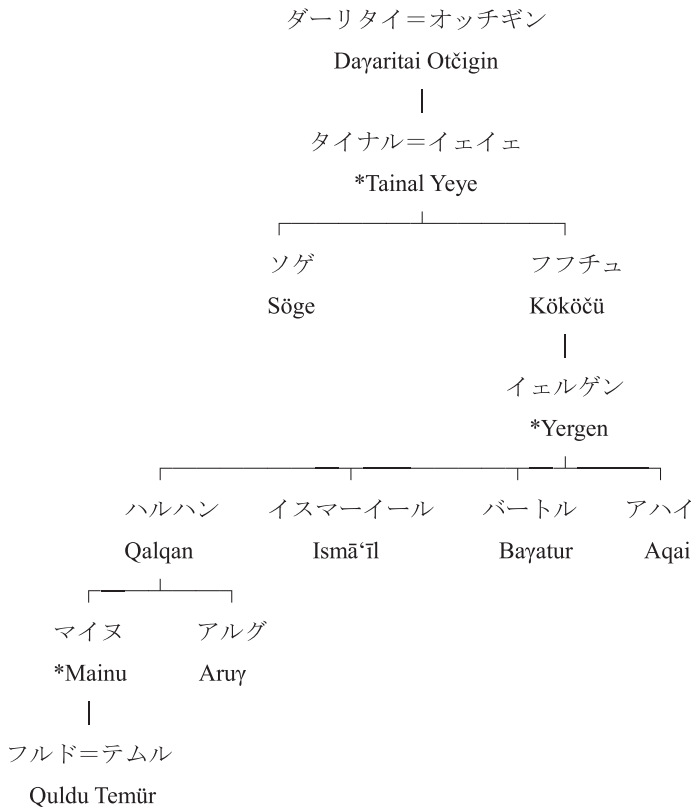
九三六 序『牟平縣志』卷十「文獻志四・雜誌・軼事・元代令旨」に全文が移録されている。しかしながら、『石刻史料新編』第三輯第二十七冊（臺北、新文豐出版社、一九八六年）に收められる『牟平金石志』は、『牟平縣志』卷九「文獻志・金石」のみを對象とするに止まったため、この二通の令旨碑は『石刻史料新編』から漏れてしまった。また、他の金石志・地方志・史料集成もこの二通の令旨碑に言及することがなかった。これらの事由により、長く研究者の目にとまることがなかったと思われる。

ところが、近年になって、王宗昱（二〇〇五、一六、六三頁）が『牟平縣志』に依據して兩令旨の録文を史料集に収録したことにより、研究者の注目を喚起するに至る。張廣保（二〇〇八b、四〇四〜四〇六頁）がこの二通の令旨を利用しており、筆者も本稿の骨子となる學會発表を行った¹⁰。王宗昱の廣範な史料の博搜に敬意を表したい。なお、張廣保は、モンゴル諸王が全眞教を保護・信奉した事象を考察の主眼に置いていたため、その事例として掲げ、全眞教東華宮と寧海王の家系の間に緊密な關係が存在したことを指摘するに止まっている。本稿は、張廣保（二〇〇八b、四〇四〜四〇六頁）が考察對象としなかった、令旨の發令年の比定及び碑刻・文書としての分析・検討を行った上で、その研究を發展させることも目的としている¹¹。

二 二通の令旨の發令年

本章では、この二通の令旨の發令年代を比定する。モンゴル時代の統治層の命令文のうち、モンゴル語で發せられ、モンゴル語直譯體¹²という独自の翻譯文體で翻譯された命令文書は、紀年に元號が冠せられず紀年が十二支のみである場合が多い。したがって、この作業がまず必要となる。

まず、ハルハンとイスマーイルに關する基本的な情報をまとめると以下の通りである。第一に、彼らはともにダールタイの玄孫であり、テムジンからみると曾孫の世代に當たる（系圖參照）。この家系の當該世代は、編纂史料に基づけば、



ダーリタイ家系圖

HAMBIS (1945: 21, tt. 3-4) に基づいて作成。なお、ローマナイズについては一部改めている。
 原史料は、『南村輟耕録』巻1「大元宗室世系」、『元史』巻107・表第2「宗室世系表・答里眞位」、
 『新元史』巻27・表第1「宗室世表・烈祖弟答阿里台官人世表」、『蒙兀兒史記』巻184「宗室世系表
 1・成吉思可汗先代世系3」。

ハルハン（哈魯罕王）、イスマーイール（寧海王亦思蠻）、パートル Bayatur（寧海王拔都兒）、アハイ Aqai（寧海王阿海）の四人兄弟であった。第二に、ダーリタイの孫であり、かつハルハン及びイスマーイールの祖父に当たるフフチュ Kōkōčū は、『元史』では、中統三年（一二六二）に擧兵した李璫の鎮壓に派遣されたことが記されているほか、至元九年（一二七二）の記事に現れている。¹⁵⁾ 第三に、ダーリタイの曾孫であり、ハルハン及びイスマーイールの父に當たるイエエルゲン *Yergen（也里干）は、『元史』本紀

から、至元二十年（一二八三）〜大徳元年（一二九七）（あるいは大徳六年（一二三〇））までの活動が確認できる。また、これらの史料から、遅くとも一二九六年以降は、モンゴル高原中央方面に出鎮していたこともわかる。¹⁶ 第四に、管見の限り、ハルハンは、『南村輟耕録』巻一「大元宗室世系」及び『元史』巻一〇七・表第二「宗室世系表・答里眞位」とこの令旨以外の同時代史料には見あたらない人物である。第五に、イスマールは、至元三十一年（一二九四）十二月に、即位直後のテムル Temür から下賜を受けている。¹⁷ 第六に、イスマールの弟と思われるバートルは、延祐五年（一二一八）に寧海王として金印を受領している。¹⁸

以上から、まず、イスマールが令旨を發令した時期をおおよそ絞り込むことができる。それは、自身がハーン Qaraqan より下賜を受領した一二九四年十二月を中心とする期間である。加えて、弟のバートルが寧海王を襲封したと考えられる一二一八年三月より以前であることはほぼ確実であろう。そして、當主として、あるいはそれに準じる所領を預かる立場として令旨を發令したという前提に立つならば、イエルゲンがモンゴル高原中央部へ出鎮した時期（一二八八年から一二九六年の間）よりも後であったと考えられる。¹⁹ したがって、その發令年は、この間のイヌ年の一二九八年または一二一〇年のいずれかの可能性が高い。

さらに、地方志に収録される二つの石刻史料から重要な情報を得ることができる。第一は、至治三年（一二三三）六月「抱元眞靜清貧李眞人道行記」²⁰である。

大徳己亥歲、欽蒙晉王令旨、封抱元眞靜清貧眞人。……（中略）……至大己酉歲、益都路宣慰使資善王公庭憲捐己資、施白金一百兩、添助工費。次年庚戌春三月、欽受聖旨、護持東華宮。當年秋七月、蒙寧海王位下總管忻都保舉、敬受寧海王令旨、護持本宮。

大徳己亥の歲（大徳三年、一二九九）、晉王の令旨を飲んで承り、抱元眞靜清貧眞人に封じられた。……（中略）……至大己酉の歲（至大二年、一二三〇九）、益都路宣慰使の資善（大夫）王公庭憲は、自分の財をなげうって、白金一百兩を

布施として提供し、工費の補助とした。翌年の庚戌年（至大三年、一三二〇）春三月、聖旨を欽しんで受けとり、東華宮にもっていった。²²同年秋七月、寧海王位下の總管ヒンドInduの推薦を承り、寧海王の令旨を敬しんで受けとり、本宮（東華宮）にもっていった。

第二の史料は、泰定五年（一三二八）三月「寓眞資化順道眞人唐四仙姑祠堂碑」²³である。

泰定四年冬、山東宣慰同知泰不花公按治到州。公愛民重道、忠厚人也。拈香於東華宮、因見石刻聖朝寧海王贈姑眞人令旨、深加嘆美。

泰定四年（一三二七）冬に、山東宣慰同知タイブハ**Tayū Buga*（泰不花）公が按察のため（寧海）州に到來した。公は民を愛し、道を重んじ、忠心の厚い人であった。東華宮で香をつまんで焚き、石に刻まれたわが聖朝の寧海王が〔唐四仙〕姑眞人に〔封號を〕贈った令旨を見たため、深く贊美を加えた。

以上から、二つの事實がわかる。第一に、一三二〇年七月に寧海王の令旨が発令されていた。第二に、唐四仙姑に封號を與えた寧海王の令旨が、一三二七年冬の段階で、東華宮に石刻として存在していた。東華宮は、現在の山東省文登縣に建つ、崑崙山の道觀であり、永樂純陽萬壽宮（山西省芮城縣）と並び全眞教の東祖庭に位置づけられている。²⁴

これらの史料が言及する寧海王の令旨碑及び令旨は、發令年月が一致し、内容も唐四仙姑に關するものであることから、疑いなく「ウマ年イスマイルール令旨碑」そのものとそれに刻まれた令旨である。²⁵したがって、イスマイルールが令旨を發令したイヌ年は、庚戌年（至大己酉年の翌年の至大三年）、すなわち一三二〇年であることが確定する。

次に、ハルハン大王令旨の發令年のウマ年を確定する直接的な史料は、管見の限り存在しない。ただし、同様に、令旨を發令する立場にあった時期を想定するならば、一二八八年から一二九六年の間のいずれかの時點よりも後、弟のイスマイルールが史料に現れる至元三十一年（一二九四）十二月よりは早い時期とみてよからう。したがって、最も蓋然性が高いウマ年は、一二九四年すなわち至元三十一年（甲午年）である。

三 ダーリタイの事跡の敘述と後裔諸王のモンゴル高原本領

まず、ダーリタイの事跡を確認しよう。彼はテムジンがモンゴル高原で霸權を確立するに至る過程で、テムジンを裏切って敵対したことが、『集史』・『モンゴル秘史』に記されている。ただし、テムジンがモンゴル高原で霸權を確立した際、ダーリタイが受けた處遇の記述については、兩者間に相違がみられる。『モンゴル秘史』卷十・二四二節は次のように傳⁽²⁷⁾える。

〔チンギスハーンが〕「ダーリタイはケレイトと一緒にだったので目の陰に隠してしまおう〔處刑しよう〕」と言ったところ、ボールチュ Boorcū、ムハリ Mughali、シギフトフ Sigi Qutuqu 三人が言うのに、「自分の火を消すようなことです。自分のゲルを壊すようなことです。あなたのよき父の形見であるただ一人のあなたの叔父が残っているのです。どうして見捨てることができましょう。彼が道理をわきまえていなかったことは、置いて下さい。あなたのよき父の幼少時の牧地の煙を〔一族と〕ともに上げさせて下さい」と言われて、鼻から煙が出て臭うほどに強く言われ、「ではそのように」と言つて、よき父のことを思い、ボールチュ、ムハリ、シギフトフ三人のことばに従ったのだった。テムジンがダーリタイを處断しようとしたところ、三人の側近の取り直しによつて、ダーリタイは助命されたと記されている。側近らは、ダーリタイをテムジンの父（ダーリタイの長兄）イエスゲイ Yesugei の幼少時の牧地〔遊牧移動圏〕で生活させるよう提案しており、テムジンはその提案に従つたことになっている。

かたや、『集史』「モンゴル史・バルタン・バートル Bartaṅ Bahadur (Mon. Bartaṅ Baratur) 紀」⁽²⁸⁾は、次のように述べる。

〔バルタン・バートルの〕第四男はダーリタイ・オッチギン Darity Ūtchigin である。何度もチンギスハーン Chingiz Khan に對抗・敵対したため、ついに彼の一族（ウルグ urugh, Mon. uru）は奴隸となつてゐる。……（中略）……そして、アルタン Altan (Mon. Altan)・フチャル Quchar (Mon. Qučar) とともに殺され、彼の部民と一族（ウルグ）は多

くが殺害された。彼には一人の息子がいて、彼の世継ぎで、その名前はタイナル・イエイエ Tainal Yaya (Mon. [Tainal Yeye. 大納耶耶]) であった。チンギス・ハンは、彼を、彼の従者であった二百人の男もろとも、自分の甥アルチダイ・ノヤン Ichiday Nuyan (Mon. Aiciday-Elcidai Noyan) に與え、彼らは彼の奴隷の地位にあった。現在(一四世紀初め)まで、彼の一族(ウルグ)はアルチダイ・ノヤンの一族(ウルグ)と一緒にいる。

ダーリタイは、同じようにテムジンと敵対したアルタン、フチャルとともに殺され、彼の子タイナル・イエイエとダーリタイ家の部民は、テムジンの弟ハチウン Gačinun の子アルチダイに與えられたと伝えられている。

宇野伸浩(二〇〇九)が『モンゴル秘史』と『集史』におけるテムジンに関する記述を比較して明らかにしたように、『モンゴル秘史』は史實を忠實に記すよりもテムジンの事跡をよりよく語る傾向にある。例えば、テブテンゲリ Tεb Tengeri 殺害事件について、『モンゴル秘史』がテムジンの關與を極力少なくするような記述になっており、それは、テムジンのイメージ・ダウンを避けるために施した改變・脚色であった(宇野伸浩二〇〇九、六四〜六八頁)。ダーリタイに對する處遇についての兩史料の記述の食い違いも、『モンゴル秘史』がテムジンによる實の叔父の處刑という事實を隱そうとしたことに起因すると解釋できる。實際、『集史』がそれを明言しているのに對して、『モンゴル秘史』は、極めて難解な表現を用いながら、もってまわった記述をしており、何とも齒切れが悪い。以上から、ダーリタイの處遇については、『集史』の方が史實に基づいていることは明らかである。テムジンが父イェスゲイ亡き後のキヤト Qiyad ~ Kiyad 氏集團を糾合するに當たって、叔父のダーリタイは、最大のライバルの一人であり、それが半ば必然的に對立に至った原因であろう。⁽³¹⁾ その結果、ダーリタイは處刑され、ダーリタイの子タイナル・イエイエとその屬民は、長い間獨立した集團(ウルス Uls)を形成することを許されず、テムジンの弟のハチウン家に所屬することになったのであった。この経緯がダーリタイの後裔に關する文献史料の缺如の原因ともなっている。

こうした處遇を受けたダーリタイの子孫であったが、松田孝一(二〇一〇a)の研究によって、以下の狀況が解明され

ている。第一に、ダーリタイ家は、ハチウン家に所屬する二百戸の長という立場によって、オゲデイ時代の「丙申年分撥」に伴う漢地投下領分配の際に、おそらくハチウン家が分配された投下領（後に濟南路となる濱州・棣州）から相應部分の再配分を受けていた。³² 第二に、ダーリタイの子タイナルリエイエや孫フフチュはフビライの即位（一二六〇年）や李璣の亂（一二六二年）鎮壓に功績を挙げ、千戸長としての地位を確立した。第三に、その後、至元九年（一二七二）八月までには、寧海州を投下領とする下位の諸王に昇格した。³³ 第四に、分配された寧海州の投下領の一萬戸という数は、フビライ時代に決定されたものである。それは、千戸長から昇格した諸王として、モンゴル高原の領有兵數の十倍相當の投下領が分配されるという基準に基づいていた。

ダーリタイ及び後裔諸王の事跡と投下領に關聯して、興味深いのは、ハルハン大王の令旨の發令地が「黑龍江」すなわちアムール川であった事實である。上述したように、『集史』は、編纂當時の情報として、ダーリタイの子孫が、ハチウン家の下にいることを傳えている。杉山正明（二九七八、四八、五九頁）が明らかにしたように、彼らの本領はブイル・ノール Buyur Naur 南方、ウルフイ Ulqu 河、ハラ・ハルジト Gala Qalid 一帯であり、それらは、興安嶺の麓に聯なるテムジン諸弟の所領のうち最も南に位置しており、アムール川とは遠く離れている。何らかの理由でハルハンがたまたま北のアムール川方面にいたという可能性もあるが、ここでは次の二點に注目したい。

一つは、ダーリタイ家の漢地投下領の寧海州は、山東半島の先端部、漢地でもっとも東北に位置している點である。もう一つは、ダーリタイがイエスゲイの故地へ移されたこと示唆する『モンゴル秘史』の記述である。松田孝一（一九七八、四〇～四六頁、二〇一〇a、一一八～一九頁）によって指摘されているように、モンゴル高原の本領と漢地投下領の間には、部民數・配置に相關關係がある。したがって、漢地投下領が最も東北にあるということは、その本領がモンゴル高原の最も東北にあつたことを想起させる。ハルハン大王が令旨を發令した地點が具體的にアムール川のどのあたりであつたかについては、史料は明言しない。しかし、モンゴル高原の東北邊疆のどこかであると考えるのが自然であろう。つまり、

ダーリタイ家の本領は、一二九四年の段階で、漠地投下領の配置と平行関係にあるモンゴル高原の東北邊疆にあった。³⁴⁾おそらくはダーリタイの後裔が諸王として復権した際に、モンゴル高原の東北邊疆が本領として、寧海州の漠地投下領とセットで與えられたのであろう。³⁵⁾

以上の議論が成り立つならば、『モンゴル秘史』の当該部分のテキストは、ダーリタイ後裔が諸王として復権した時期以降の状況を反映していることになる。周知のように、『モンゴル秘史』の成立年代については、多くの議論と假説がある。すなわち、二八二節の奥書に見える「ネズミ年」を一二二八年・一二四〇年・一二五二年・一二六四年・一三二四年に比定する諸説に加え、テムジンとオゲデイの時代までを敘述対象としていながら、後世の情報が含まれていることを解決するために、編纂・成書が複数の段階を経てなされた案が提出されている。³⁶⁾本稿では、その成立年代に関する議論に深入りしないが、筆者は、『モンゴル秘史』の成書過程が複数の段階にわたり、最初の成書以後も、その後の政治状況の變化などを踏まえて改訂がなされた、という立場をとる。上述のダーリタイの處遇に関する敘述は、テムジンのイメージ・ダウンを避けるためだけではなく、その後の彼の後裔諸王の政治的立場も反映しているのである。『モンゴル秘史』のテキストについては、今後、個々の事例について、後世の政治状況の變化も踏まえて考察する必要がある。

四 二通の令旨の價值と特徴

本章では、二通の令旨の價值を確認した上で、その時代背景、碑の所在地や令旨の書式について議論する。

まず、二通の令旨の價值は、以下の三點にまとめることができる。

第一に、この令旨二通の價值は、何よりもまず、ハルハンとイスマイールに関する新情報を提供することにある。上述のように、テムジンの諸子・諸弟の後裔に比べれば、その地位は決して高くないため、さらにダーリタイがテムジンに對してとった敵對行動にも起因し、ダーリタイの後裔の動向については、史料情報が決定的に不足している。第二章・第

三章でも提示したように、これら二通の令旨によって、ダーリタイ後裔諸王の活動時期・場所とその具體的な内容に関して貴重な情報を補うことができた。

第二に、ダーリタイ後裔諸王が漢地投下領の寧海州に對して、道士苑の令旨發令という形で確かに影響力を行使していたことが確認できる。フビライの皇統からみればかなり傍系の、つまりマイナーな、しかも、モンゴル帝國前期は奴隸身分にあって、後に復権した諸王ですら、華北の社會に大きく關與していたのである。従来考えられていた以上に、モンゴルの諸權力の端々に至るまで、華北とつながりをもってその投下領經營を行っていたことが知られる。モンゴルによる華北統治に對するイメージを再考する一つの材料となりうる。

逆の視点からみれば、この二通の令旨碑が残されたのは、ダーリタイ後裔諸王が寧海州を投下領として分與された結果といえる。寧海州の崑崙山神清宮は全眞教の東祖庭である。そして、煙霞洞は、全眞教にとって、王喆（重陽）が馬鈺（丹陽）・丘處機（長春）らを教導した重要な聖地であった。³⁷ だからこそマイナーなダーリタイ後裔諸王に關して比較的まとまった石刻史料をみるのできるのである。

第三に、ダーリタイ後裔諸王の王號の問題である。すでに松田孝一（二〇一〇a、一二二頁）が『元史』卷一〇七・表第二「宗室世系表・答里眞位」の「寧王闊闢出」を「寧海王闊闢出」の誤りとする『元史』點校本の校勘を留保している。この二通の令旨で、イスマールは「寧海王」の稱號を名乗っているが、ハルハンは「大王」と稱し、特定の王號を名乗っていない。以上から、ダーリタイ後裔諸王の「寧海王」號は、ハルハンがこの令旨を發令した後に與えられたか、あるいはイスマールになって初めて與えられたことになる。したがって、『元史』卷一〇七・表第二「宗室世系表・答里眞位」でフフチュが「寧王」となっているのは、同名のフビライの子「寧王闊闢出」と混同された結果と考えるべきである。『元史』點校本のこの校勘は棄却されなければならない。

47 次に、史料不足のため、推論に止まらざるを得ないが、令旨發令の時代背景について考察する。ハルハン大王の令旨は、

至元三十一年（一二九四）七月四日に發令された。同年正月にフビライが崩じ、四月にテムルが即位した直後である。ハーンの代替わりに伴い、道觀側が投下領主のハルハン大王との關係を確認する意味もあつたことが推測される。⁽³⁸⁾ また、前年の至元三十年（一二九三）には、ジョチハサル家のバブシャ大王が令旨を一月一八日に自身の漢地投下領の般陽路淄川縣にある炳靈王廟の廟主劉伯源に對して令旨を發令している。この令旨を詳細に分析した杉山正明（一九九三、二二〇頁）は、この令旨が帝國を搖るがしたナヤンとハダーンの亂が終結した直後に發令されたことに注目している。ダリータイ家も東道諸王として、ハサル家をふくむ東方三王家（テムジン諸弟の王家）と行動をとにもすることが多かつた。⁽³⁹⁾ バブシャ大王とハルハン大王の令旨は、亂後における東道諸王に對する處罰と再編と何らかの形で聯動して發令されたものだったのかもしれない。⁽⁴⁰⁾ 他方、寧海王イスマールの令旨は、至大三年（一二三〇）七月一七日に發令された。若干のタイムラグがあるが、こちらも同様に、大德十一年（一二〇七）年のハイシャン Qasān 即位後に、道觀側が投下領主のイスマールとの關係を確認したものであろう。その直前、同年三月にはハイシャンの聖旨を受領している。⁽⁴¹⁾ この聖旨とイスマールの令旨は、道觀側が一つの脈絡の中で發令を願ひ出たと考えられる。イスマールの令旨が上都で發令されたことも、ハーンの聖旨との聯動を象徴する。

續いて、「イヌ年イスマール令旨碑」の現存地の問題について検討しなければならない。第二章で言及したように、この令旨は、東華宮にもたらされ、山東宣慰同知タイフハが東華宮でその令旨碑を實見している。しかし、その令旨碑の斷片は現在神清觀（神清宮）に併設される唐四仙姑祠堂跡に存在している。また中華民國二十五年（一九三六）序『牟平縣志』卷十「文獻志四・雜志・軼事・元代令旨」は、唐四仙姑石窟内西壁に現存すると傳えている。つまり、一九三六年頃に唐四仙姑祠堂に存在したことが確實なのである。この令旨碑は、もともと東華宮にあつたが、唐四仙姑の遷葬と祠堂建設に際して、神清宮の隣に建設された唐四仙姑祠堂に移管されたと考えるのが自然である。⁽⁴²⁾ もちろん、遷葬と祠堂建設に際して、東華宮の令旨碑あるいは令旨原本を基に新たに令旨碑を刻石した可能性もあるだろう。

最後に、この二通の令旨の書式とその内容構成について検討する。周知のように、モンゴル時代のモンゴル語・漢語命令文の書式と漢語の翻譯文體「モンゴル語直譯體」は、フビライ即位後に確立し、その書式の統一と定型化が徹底された。とりわけ、佛教・道教の寺觀・佛僧・道士宛てに發令する稅役免除と保護を擔保する、聖旨・令旨・懿旨に至っては、書式のみならず、その内容まで劃一化されている。⁴³⁾

一方、この二通の令旨は、それぞれテムル時代、ハイシャン時代に發令されたのにもかかわらず、その書式と内容の定型化と劃一化は完全には徹底されていない。もちろん、全體としては、モンゴル命令文の書式から構造分析が可能な程度その書式に則ってはいるのだが、その書式から逸脱した表現・内容も散見されるのである。例えば、「權限付與」としての令旨の冒頭句の定型は「(長生) 天氣力裏、皇帝福慶裏、XX令旨」であるが、この二通の令旨ではその第一句を欠いている。また、ハルハン大王の令旨では、「通知先」の明示を「　　根底」としているが、定型化された命令文では「　　根底官諭的令旨」などとなるべきである。この形式は、他の一部の令旨にも見られる(陳垣 一九八八、八〇四〜八〇五頁)。また、列擧される通知先も、使臣や軍官などに言及しないなど、定型化されたものよりは簡略である。「正統性の表示」「背景説明」に相當する部分も、それまでの命令文と付與特權の内容を列擧するのではなく、その道觀の道士や封號對象の道士が命令文によって付與される特權・封號にふさわしい事跡を残していることを具體的に述べている。そして、イスマーイールの令旨の「指令一」「指令二」に相當する部分は、それぞれ、封號授與と刻石立碑の命令である。「指令一」で發令對象者に對する特權授與と皇族に對する祈禱の要求を、「指令二」で寺觀の保護を安堵して通知先に禁令を出すという、定型化・劃一化が徹底された命令文とは大きく一線を劃している。⁴⁴⁾ 以上のような定型化・劃一化に關する偏差は、杉山正明(一九九三、二〇一〜二〇三頁)が指摘するように、ヘビ年(一二九三)バブシヤ大王令旨、至元十六年(一二七九)・至元十七年(一二八〇)のシクトル・Sigür 大王の令旨二通⁴⁵⁾にも共通する要素である。東道諸王の令旨としての近似性が注目される。

そして、イスマール令旨からは、一三二〇年、ハイシャンの時代に至っても、令旨の書式・文體の定型化・劃一化が徹底されていない状況が判明する。杉山正明（一九九三、二〇二頁）は、上の三通の令旨に依據して、命令文とその漢譯の定型化・劃一化は、フビライ時代では逐一の語句表現の隅々までは統制できなかつたが、命令文の劃一化に限ればテムル時代に中央の規制がほほいきわたつたと結論する。しかし、本令旨の書式と内容を踏まえるならば、中央が規定する書式が徹底されるのは、ハーンとそのハトン Qatun、フビライ諸子の系統の諸王の命令文に限られたと考えた方がよいだろう。フビライ系以外の諸王は、中央が規定した書式にある程度は沿いながらも、それから幾分逸脱した書式の命令文を發令していたわけで、そこにモンゴル帝國の分權的な構造と、諸王ウルスの一定の自立性を見いだすことができるのである。その意味では、ハーン・中央政府の統制が完全には徹底されがたい諸王の令旨に、劃一化・定型化した一つの書式・文體を當てはめること自體が無意味であるといえるのかもしれない。

五 令旨とその刻石立碑の機能と地域社會における影響

周知のように、中國本土におけるモンゴル時代の命令文のほとんどは、石刻として傳存している。この状況に關聯して、杉山正明（一九九七、一八四頁）や高橋文治（一九九七b、一六五頁）は、モンゴル時代を「碑刻の時代」「碑刻の多い時代」と形容している。

宗教教團宛のモンゴル命令文の内容は、ハーンを始めとする皇族ならびに王朝への奉仕と引き替えに税役免除の特權と保護を保證するものである。したがって、その刻石の意圖が、宗教教團が政權から保護を受けていることを主張し、不逞の輩による權利侵害を防ぐことにあったことは疑いない。杉山正明（一九九六b、一九五頁）も、命令文の受領者が「自分たちの職任・特權・免税・免役を記した「特許狀」を、好んで碑に刻し」「自分や集團の權益を印象づけようとした」と、その意圖を的確にまとめている。

一方で、命令文の刻石立碑について、イスマーイールの令旨には、興味深い文言が含まれている。

この隨處の宮觀の德行があつて誠實な道士たち、さらに別の宮觀にいる道士たちに、煙霞洞とともに石を立てさせよ、
と云つて令旨を與えたのだ。

つまり、令旨で刻石立碑という行爲そのものを命令しているのである。これは、令旨の機能を考える上で重要な記載である。これら命令文の石刻はともすれば、受領者の意圖が強く意識されがちである。しかし、すでに、杉山正明（一九九七、一八五頁）や高橋文治（一九九七b、一六五頁）がモンゴルの諸王が立碑というミニメンタルな事業を好んだと指摘し、宮紀子（一九九九、二八五～二八七頁）がハーンの聖旨がハーン自身の意向を受けて全国各地で一齊に立石された事例を擧げているように、モンゴル統治層の主導性にも當然注意しなければならない。本令旨は、諸王の令旨そのものが刻石立碑を促進していたことを直接に示すものとして重要な史料に位置づけることができる。

さらに、刻石されたこの令旨は、地域社會における宗教活動と信仰に多大な影響を與えることとなる。この令旨は唐四仙姑という道姑に稱號を追贈したものであった。彼女には丘處機が若い頃に道を問いに訪れ、王喆の到來を豫言したとする全眞教の誕生と丘處機の出家に關わる重要な傳承がある。そして、彼女を祀る祠堂の石刻からは、以下のような経緯が明らかになる。第二章で論じたように、泰定四年（一三二七）冬に、山東宣慰同知タイブハ（*Tay Buqa*（泰不花）は、東華宮を參拜して、この令旨碑を實見し、深く贊美した。泰定五年（一三二八）三月「寓眞資化順道眞人唐四仙姑祠堂碑」は、その後の展開を次のように傳えている。

本宮提點耿道清話及仙姑歸眞至今一百六十餘年、未曾遷葬。公即迴轡煙霞、叩墳瞻禮。顧謂本州監郡拜也及州判官蔣本敬曰、「仙姑道行如此、其於葬事、可不爲助理乎」。二侯欣然領畧、首出己俸、暨諸司屬施鈔三十定付道清、同神清宮提舉林道潤共辦其事。於是命工伐石修砌。遷瘞既畢、在上復立堅珉以紀姑德。道清等持姑行狀踵門來謁、懇文於予。

辭不獲已、因論次之。

本宮（東華宮）の提點耿道清は、仙姑（唐四仙姑）が亡くなられてから今や百六十年経っているが、いまだに遷葬されていないことに言及した。公〔タイプハ〕はすぐさま轡を返して煙霞洞に赴き、「唐四仙姑」の墳墓に叩頭して禮拜した。本州〔寧海州〕の監郡〔ダルガ〕ベイェウ^{Bayeu}。及び州判官の蔣本敬を顧みて、「仙姑の道行がこのようであるのならば、葬禮のことについて、どうして助力しないことができようか」と言った。二侯は欣然として了解し、まず自分の俸祿を差し出し、また諸々の官司も鈔三十定を布施として道清に渡し、道清は神清宮提舉の林道潤と共にそのことを擔當した。そこで職人に命じて石を切り出して石段を修築した。遷葬は完了し、上にはまた堅い玉のような美石を立てて姑（唐四仙姑）の徳を記すことになった。道清らは姑（唐四仙姑）の行状をもつて訪問して来て面會し、文を私に求めた。辞することやむを得ず、よつてこれをまとめた。

山東宣慰同知タイプハは、イスマーイールの令旨碑を實見し、また道士から唐四仙姑の遷葬が未完であることを聞いて、地元の地方官に對して唐四仙姑の遷葬を提案した。官僚は自ら布施を行い、官費からも費用を供出した。これを受け、道士たちは、遷葬を行った。さらに、祠堂の碑刻の撰文を依頼し、立碑まで行ったのである。モンゴル統治層の命令文とその石刻が實際に機能を發揮した實例で、非常に大きな意味をもつ記録である。唐四仙姑の遷葬と祠堂建設の事業は、イスマーイール令旨が発令されていなければ、そしてそれが刻石立碑されていなければ、實現しなかつたのである。このような地域社會における宗教事業にも、その地域を投下領として領有していたモンゴル諸王の活動、なканずく彼らの命令文の發令とその刻石立碑は大きな影響力を與えていたのである。以上をまとめると、地域社會の宗教事業は、モンゴル諸王・地方官・道士の三者の相互關係と協力によって推進されたといつてよい。

本稿では、二通の石刻史料、「ウマ年ハルハン大王令旨碑」・「イヌ年寧海王イスマール令旨碑」を起點に、ダールタイ家の活動がその漢地投下領に與えた影響について考察を加えた。まず、地方志所收の關聯石刻や各種文獻史料との照合・検討により、二通の令旨の發令年を、それぞれ一二九四年・一三二〇年に比定した。次に、その令旨の發令地が黒龍江であつたことから、當時のダールタイ家の本領がモンゴル高原東北邊疆に位置したことを提起した。そして、それが、漢地の最も東北部に位置する漢地投下領の寧海州とパラレルに設定されたことを解明した。また、『モンゴル秘史』のダールタイの處遇に關する敘述は、フビライ時代の後裔諸王の狀況に基づいたもので、當該部分のテキストはこの時代以降に編纂ないし改變されたとの見解を提出した。

次に、これら令旨二通の價值と特徴を検討した上で、モンゴル統治層の命令文の發令、及びその刻石立碑が地域社會にどのような影響を與えたのかについて議論した。具體的には、本令旨二通及び關聯碑刻の分析を通じて、宣慰司官の巡察・道觀參拜を契機とする唐四仙姑（金代の道姑）の遷葬をめぐる過程に、令旨碑が大きな役割を果たしたことに注目した。ところで、井黒忍（二〇二二、二五～二九頁）は、水利碑の特性として、「公開性」「實用性」「現地密着性」を擧げる⁽⁴⁷⁾。この事例はまさしく、石碑の「公開性」という性格に起因するものであり、その「實用性」が機能した結果でもある。

以上により、モンゴル統治層の命令文とその石刻が地域社會に大きな影響を與えていたことが確かめられた。地域社會における宗教事業は、宗教教團と地方官によつて擔われていたが、モンゴル統治層の關與もまた不可缺の要素であつたといつてよい。本稿は、このような、モンゴル治下の地域社會におけるモンゴル諸王・道士・地方官の相互關係について一つの具體的な實例を提示するものでもある。

今後、こうした實例を統合していくことにより、モンゴルの統治と地域社會の實態について解明していくことが課題と

なろう。その結果、モンゴルの漢地、さらには中國本土に對する統治像は、これまでの理解とは幾分異なつたものとして再構築されるはずである。

註

- (1) 松田孝一(二〇二三、一七三頁)。華北(中國本土北部)地域の投下領については、さしあたって、李治安(一九九二、二〇〇七)、松田孝一(一九七八)、杉山正明(一九九三)を参照。また、飯山知保(二〇〇一、五七〜五八頁、六八〜六九頁注八)が手際よくその研究史をまとめている。
- (2) 投下に對する要を得た説明として、杉山正明(一九九三、一八七〜一八八頁)及びそれを踏まえた森平雅彦(一九九八、六〇〜六一頁)を参照。投下のうち、その集團・所領・屬民はモンゴル語のアイマク *aymar* に相當する(杉山正明 一九九三、一八七〜一八八頁)。村上正二(一九四〇、二九〜三三頁)は、アイマクの漢字音寫である「愛馬」は遊牧本領のみを指し、投下は本領と食邑(漢地・江南などの分領)を包攝するとしたが、投下・愛馬が併記される場合は、前者は投下領主を、後者は所領や屬民を指すと解釋できる。吉田順一・チメドルジ(二〇〇八、五七頁)も参照。なお、諸王・駙馬・公主・后妃に關してはとくに「位下」とも呼ばれた(森平雅彦 一九九八、六一頁)。本稿では、「投下」と總稱し、その所領を「投下領」と呼ぶことにする。
- (3) 漢地は、中國本土のうち、後の中書省に直屬する地域で、おおむね現在の河北省・山東省・山西省及び黃河以北の河南省に相當する。
- (4) 代表的なものとして、高橋文治(一九九五、一九九七a、一九九九、二〇〇六、二〇一〇)、松田孝一(二〇〇三)、村岡倫(二〇〇二、二〇〇六、二〇一〇)の研究を擧げておく。
- (5) 井黒忍(二〇一一、二〇一三b)は、*ジョチ* [Joči] 家の漢地投下領内における水利案件をとりあげ、公權力の關與と當事者であつた地域社會の動向の雙方に目を配っており、筆者の問題意識もその視座から啓發を受けている。
- (6) 齊魯文化與崑崙山道教國際學術研討會(二〇〇八年十月九日〜十二日、於中國牟平)のエクスカージョン(十月十一日)の折、二〇〇八年四月に再建がなされた神聖觀(モンゴル時代は神清宮)でウマ年ハルハン大王令旨殘碑を實現することができた。さらに、その翌日、劉學雷氏(山東牟平全眞文化研究中心)の計らいにより、神聖觀隣の唐四仙姑祠堂跡を訪問し、イヌ年寧海王イスマイル令旨殘碑を實現することができた。趙衛東氏(山東師範大學)・

張廣保氏（中國社會科學院歷史研究所）も同行し、原碑を前に直接意見を交換することができた。

(7) 船田善之（二〇一一年）の録文のうち、一文字の文字化けがあった。「ウマ年ハルハン大王令旨碑」の十五行目第三文字が「・」となっているが、正しくは「疋」（疋の異體字）である。ここに訂正する。

(8) なお、HAMBIS (1945: 21, tt. 4-5) は、亦思蠻を *Isman と再構する。この人物名には、「亦思麻般」という表記もある（『元史』卷十八「成宗本紀」至元三十一年十二月辛巳）。この名がムスリム名イスマールに由来することは確かである。ただし、漢字表記から推測するとモンゴル語では *Ismayin ~ *Ismain ~ *Isman と綴られていた可能性が高い。

(9) なお、二〇〇八年九月の段階で、山東牟平全真文化研究中心の劉學雷がウェブサイトに全文の録文を公開していた（劉學雷 二〇〇八年a、劉學雷 二〇〇八年b）。その後、筆者が齊魯文化與崑崙山道教國際學術研討會における報告（後注(10)）で提示した録文と解説を踏まえて修訂が施されている。

(10) 船田善之「兩通寧海王令旨與蒙元時期的崑崙山全真道」齊魯文化與崑崙山道教國際學術研討會（於中國山東省煙臺市牟平區）、二〇〇八年（要旨、『齊魯文化與崑崙山道教國際學術研討會 會議手冊』。同「モンゴル諸王・道士・地方官——モンゴル時代寧海州の石刻史料の分析を通じて——」第五八回東北中國學會大會（於東北大學）、二〇〇

九年（要旨、『集刊東洋學』一〇二二、二〇〇九年）。同「ダーリタイ後裔諸王とモンゴル時代寧海州の社會——令旨とその刻石の意義をめぐって——」二〇一一年度東洋史研究會大會（於京都大學）、二〇一一年（要旨、『東洋史研究』七〇一三、二〇一一年）。

(11) 本稿初稿提出後、徐慶康・馮培林（二〇一一年）が「ウマ年ハルハン大王令旨碑」を取り上げていることを知った。徐慶康・馮培林（二〇一一年）は、録文と現代漢語譯を提示した上で、『牟平縣志』の解釋を正し、その内容を簡単に紹介している。また、發令年については、一二九四年・一三〇六年・一三二八年のいずれかであると推測している。

(12) モンゴル時代命令文の體系と分類については、杉山正明（一九九〇a、二七二〜三七四頁）、中村淳・松川節（一九九三、九〜一三頁）、松川節（二〇〇一、五〜一九頁）を参照。

(13) モンゴル語直譯體の定義と研究史については、船田善之（二〇〇七年a、一〜三頁、二〇〇七年b、七〜一〇頁、二〇一一年a、三〜五頁）でまとめている。

(14) なお、『集史』・『五族譜』の情報は、第二世代のタイナルイエイエまでに止まっている。『五族譜』の確認については、赤坂恒明氏のご助力を得た。特記して謝意を表す。

(15) 『元史』卷一二〇「朮赤台傳」に「李壇叛、帝遣哈必赤及兀里羊哈台・闊闊出往討之、哈答與兀魯納兒台亦在行。壇平、與有功焉」と、同卷七・本紀第七「世祖・至元九年（一二七二）八月己亥」に「諸王闊闊出請以分地寧海・

登・萊三州自爲一路、與他王比、歲賦惟入寧海、無輪益都、詔從之」と、それぞれみえる。なお、松田孝一（二〇一〇a、一二一、一二六～一二七頁）を参照。

- (16) 『元史』卷十二・本紀第十二「世祖・至元二十年（一二八三）正月己巳」に「賜諸王也里干・塔納合・奴木赤金各五十兩・金衣襖一」と、同卷十五・本紀第十五「世祖・至元二十五年（一二八八）十一月癸巳」に「賜諸王也里干金五十兩・銀五千兩・鈔千錠・帛紗羅等二千匹」と、同卷十九・本紀第十九「成宗・元貞二年（一二九六）三月甲戌」に「遣諸王亦只里・八不沙・亦憐眞・也里樞・甕吉刺帶并駐夏于晉王怯魯刺之地」と、同卷十九・本紀第十九「成宗・大德元年（一二九七）六月甲午」に「諸王也里干遣使乘驛祀五嶽・四瀆、命追其驛券、仍切責之」と、同丙辰に「賜諸王也里干等從者鈔二萬錠、鰭思麻一十三站貧民五千餘錠」と、同卷二十・本紀第二十「成宗・大德六年（一三〇二）十一月庚戌」に「禁和林軍釀酒、惟安西王阿難答・諸王忽刺出・脫脫・八不沙・也只里・駙馬蠻子台・弘吉列帶・燕里干許釀」と、それぞれある。なお、最後の條文については、駙馬の部分に名前が擧がっており、駙馬であるならば、ダーリタイ家のイェルゲンではない。確證はないが、一二九六年にモンゴル高原のヘルレン Kerüen 川方面でエジル Eji やバプシヤ Babsa など東道諸王（テムジン諸弟の子孫の諸王）と行動をともにしていることから、一三〇二年に彼らとともにハラホルム Qaraqorum で行動をともにしているイェルゲンは、ダーリタイ家のイェルゲ

ンである可能性が高い。

- (17) 『元史』卷十八・本紀第十八「成宗・至元三十一年（一二九四）十二月辛巳」に「賜諸王亦思麻股金五十兩」と述べる。

- (18) 『元史』卷二十六・本紀第二十六「仁宗・延祐五年（一三一八）三月己巳」に「賜寧海王八都兒金印」と記される。また、同卷一〇八・表第三「諸王表・金印駝紐・寧海王」も「亦思蠻」に續けて、「八都兒、延祐五年」と記している。HAMBIS (1954: 119) も参照。

- (19) 前注(16)。おそらく、ナヤン・ヌザンの亂、それに續くハダーン Qadarkan の亂が鎮壓された一二八八年以降に、イェルゲンは、モンゴル高原中央部方面への出鎮を命じられ、ダーリタイ家の本領から離れたのであろう。

- (20) 民國二十二年鉛印光緒『增修文登縣志』卷十二「釋道・元・抱元眞靜清貧李真人道行碑」。王宗昱（二〇〇五、四七～四九頁）にも録文が收められる。

- (21) チンキム Činġin の長男カマラ Kamala。晉王家の動向については、李治安（一九九三）及び杉山正明（一九九五、九九～一〇三、一四八～一四九頁）などによって明らかにされているが、その漢地への關與については、今後検討の餘地が残っている。

- (22) 原文「護持」は「保護する」という意味の動詞ではなく、モンゴル命令文の原文モンゴル語に現れる「もつていく」聖旨 barju yabu'ai jarig（モンゴル語直譯體での漢譯は「把着行的聖旨」「執把聖旨」など）に對應する表現と解釋

- した。
- (23) 同治『重修甯海州志』卷二十六「外書・唐四仙姑」、光緒『增修登州府志』卷六十五「金石上・寓真資化順道真人唐四仙姑祠堂碑」。王宗昱(二〇〇五、五三―五四頁)にも録文が収められる。
- (24) 光緒『增修登州府志』卷六十五「金石上・寓真資化順道真人唐四仙姑祠堂碑」及び王宗昱(二〇〇五、五三頁)は「宣慰」を「宣尉」に作る。
- (25) 東華宮の沿革については、張廣保(二〇〇二b、九二―九五頁)に詳しい。なお、「ウマ年ハルハン大王令旨碑」に「大崑崙山東祖庭煙霞洞神清宮」と明確に示されるように、この段階では、崑崙山の道觀群の中でも煙霞洞神清宮が東祖庭として位置づけられていた。
- (26) 令旨碑の所在地に關する問題については、第四章で議論する。
- (27) 小澤重男(一九八九、二二六―二三八頁)、村上正二(一九七六、一〇五―一〇頁)、De RaCHEWILTZ(2004: 168, 865-868)を參照しつつ、原文モンゴル語から譯出した。
- (28) JT/Raushan: 271。なお、イスタンブル寫本も適宜參照した。
- (29) アルタンは、イエスゲイのいとこ、フチャルはイエスゲイの甥。
- (30) 松田孝一(二〇一〇a、一二五頁注七)も、ダーリタイが助命されたとするのは、『モンゴル秘史』の潤色であると推測している。
- (31) テムジンの霸權確立後、キヤト氏内部の最大のライバルは、弟のジョチハサルであり、二人の確執は、『モンゴル秘史』などからも窺うことができる。宇野伸浩(二〇一三、一五九―一六三頁)が二人の對立について考察を加えている。また、筆者は、ジョチハサルの死後、テムジンのライバルとして浮上したのが長子ジョチであり、その確執が『モンゴル秘史』續集卷一・二五四―二五五節の傳える、テムジンの後繼者選定の逸話や、ジョチ晩年に二人が對立したとする『集史』『モンゴル史・ジョチハン紀』の記事(JT/Raushan: 732-733)に反映されたと推測している。
- (32) 投下領の分與を受けた諸王・公主・駙馬が、所屬する一族や武將にそれを再分配していたことについては、松田孝一(二〇一〇b)を參照。
- (33) 前注(15)で掲げた史料及び李治安(二〇〇七、九九頁)も參照。
- (34) ダーリタイ家の活動は、モンゴル帝國のアムール川一帯の地域における統治とも聯動した可能性があり、今後考察すべき課題である。この方面の關聯する研究として、中村和之(一九九二、一九九七、二〇〇六、二〇〇七、二〇一〇)がある。
- (35) 『集史』は、現在形でダーリタイの後裔がハチウン王家の奴隸身分として當該王家に屬していたと明確に記しており、符合しない。『集史』の敘述、特に帝國の東方事情の敘述に際して、重要なインフォーマントであったボロト Boldがフビライの下からイランに派遣されたのが至元二

十年(一二八三)である(宮紀子二〇〇六b、七二頁)から、それはダーリタイの後裔が諸王として復権した時期より後のことである。若干疑問が残るが、『集史』のダーリタイの後裔に關する記述が、諸王として復権する以前の情報に基づいていた可能性を提出しておく。もう一つの可能性として、モンゴル高原東北邊境がダーリタイ後裔諸王の本領として設定された時期が降ることも考えられる。例えば、ナヤン・ヌヤンとハダーン・Gadaryanの亂鎮歴後に帝國東方の勢力と權益が再編された時期に行われた可能性も考えておきたい。

- (36) その學說史については、小澤重男(一九九四、九二―四四頁)・De RacheWiltz(2004: xxix-xxxiv; 2013: 1-2)・Atwood(2007: 1-4)・山本明志(二〇〇五、一二七―一二八頁)・吉田順一(二〇一〇、一〇―一二頁)・チョクト(二〇一〇、三三―三六頁)などにまとめられている。
- (37) 高橋文治(一九九七a、一四一頁)も、山東省の半島部分に位置する萊州・登州・寧海州が實質的に全眞教の發祥地であったとして、その重要性に注目する。
- (38) この時期にイエルゲンがモンゴル高原中央部方面に進駐したことを考慮すれば、あるいは、投下領主の交替後の關係確認であったかもしれない。
- (39) 前注(16)参照。
- (40) ナヤンの亂とその後については、さしあたって、堀江雅明(一九八五、一九九〇)を参照。
- (41) 第二章所引の至治三年(一三三三)六月「抱元眞靜清貧

李真人道行記」を参照。

- (42) 嘉靖『寧海州志』、光緒『增修登州府志』、光緒『文登縣志』、『山左金石志』には東華宮の石刻が著録・移録されるが、イスマーイールの令旨碑は言及されていない。筆者は、二〇〇六年十一月十九日に東華宮跡を訪問した。再建されたばかりの三清殿と「紫府洞天之門」・「至大元年戊申仲冬十方道衆打造」の銘文が刻まれる石門を實見したが、これ以外にモンゴル時代石刻は確認できなかった。
- (43) 杉山正明(一九九〇b、四五二―四五三頁)、高橋文治(一九九一、三三六―三八頁、二〇一〇、二二―二七頁)、中村淳・松川節(一九九三、一七―一八頁)、松川節(一九九五、二〇〇一、一六―一八、一七―二〇二頁)、宮紀子(二〇〇三・二〇〇四、一九八―二〇〇頁)、船田善之(二〇〇七a、一―三頁)。
- (44) 以下、定型化された書式と劃一化された内容については、松川節(一九九五、三九頁、二〇〇一、一五二頁)が分析した構造に基づく。
- (45) ハルハン大王の令旨については、「指令一」「指令二」の内容は、おおむね定型化・劃一化された命令文の書式に近い。
- (46) この令旨二通については、高橋文治(一九九七a、一四四―一四六頁)が分析を加えている。
- (47) 「現地密着性」については、船田善之(二〇一〇c、六九―七三頁)も参照。

参考文献

【和文】

- 安部健夫 一九三八 「元代「投下」の語原考」『東洋史研究』三一六、安部健夫（一九七二）、二二三～二五一頁
 安部健夫 一九七二 『元代史の研究』東京、創文社
 天野哲也・白杵 勲・菊池俊彦 編（二〇〇六） 『北方世界の交流と變容——中世の北東アジアと日本列島』東京、山川出版社
 飯山知保 二〇〇一 「金元代華北社會研究の現状と展望」『史滴』一三三、五二～七一頁
 井黒 忍 二〇一二 「水利碑研究序説」『早稲田大學高等研究所紀要』四、井黒忍（二〇一三a）、一七～三二頁
 井黒 忍 二〇一三a 『分水と支配・金・モンゴル時代華北の水利と農業』東京、早稲田大學出版部
 井黒 忍 二〇一三b 「切り取られた一場面——モンゴルの分地支配に見る水の分配と管理」井黒忍（二〇一三a）、七四～一二七頁（初出、井黒忍（二〇一一）【中文】）
 井黒 忍 二〇一三c（評）「高橋文治『モンゴル時代道教文書の研究』」『東洋史研究』七二一一、一六七～一七八頁
 池内 功 二〇〇二 「モンゴル朝下漢人世侯の權力について」野口鐵郎先生古稀記念論集刊行委員會編『中華世界の歴史的展開』東京、汲古書院、二四一～二六六頁
 岩村 忍 一九六二 「五戸絲と元朝の地方制度」『東方學報』京都三二、岩村忍（一九六八）、四〇一～四四六頁
 岩村 忍 一九六八 『モンゴル社會經濟史の研究』京都、京都大學人文科學研究所
 白杵 勲 編 二〇〇七 『文部科學省科學研究費補助金（特別研究促進費）北東アジア中世遺跡の考古學的研究總合研究會資料集』江別、札幌大學人文學部
 宇野伸浩 二〇〇九 「チンギス・カン前半生研究のための『元朝秘史』と『集史』の比較考察」松田孝一（二〇〇八）、『人間環境學研究』七、五七～七四頁
 宇野伸浩 二〇一三 「チンギス・カンとジョチ・カサル」『人間環境學研究』一一、一五三～一六五頁
 海老澤哲雄 一九六一 「元代食邑制度の成立」『歴史教育』九一七、一九～二四、四九頁
 海老澤哲雄 一九六二 「元代の王族について」『歴史教育』一〇一七、五二～五八頁
 海老澤哲雄 一九六六 「元朝の封邑制度に關する一考察」『史潮』九五、三二～五一頁

- 大隅和雄・村井章介 編 一九九七『中世後期における東アジアの國際關係』東京、山川出版社
- 岡田英弘 一九八五『元朝秘史の成立』『東洋學報』六六一・二・三・四、一五七～一七七頁
- 岡本隆司 編 二〇一三『中國經濟史』名古屋、名古屋大學出版會
- 小澤重男 一九八九『元朝秘史全釋續攷(下)』東京、風間書房
- 小澤重男 一九九四『元朝秘史』東京、岩波書店
- 愛宕松男 一九四一「李璫の叛亂とその意義——蒙古朝治下における漢地の封建制とその州縣制への展開——」『東洋史研究』六一四、愛宕松男(一九八八)、一七五～一九八頁
- 愛宕松男 一九四三「元朝の對漢人政策」『東亞研究所報』一三三、愛宕松男(一九八八)、三二～一三三頁
- 愛宕松男 一九五〇「蒙古人政權治下の漢地における版籍の問題——特に乙未年籍及至元七年籍を中心として——」羽田博士還曆記念會編『羽田博士頌壽記念東洋史論叢』京都、東洋史研究會、愛宕松男(一九八八)、二二一～二五五頁
- 愛宕松男 一九八八『愛宕松男東洋史學論集 第四卷 元朝史』東京、三一書房
- 菊池俊彦 編 二〇一〇『北東アジアの歴史と文化』札幌、北海道大學出版會
- 小林高四郎 一九三九「元朝投下考」『日吉論叢』一、小林高四郎(一九八三)、二五～五八頁
- 小林高四郎 一九八三『モンゴル史論考』東京、雄山閣出版
- 杉山正明 一九七八「モンゴル帝國の原像——チンギス・カンの一族分封をめぐる——」『東洋史研究』三七一、杉山正明(二〇〇四)、二八～六一頁
- 杉山正明 一九九〇 a 「元代蒙漢合璧命令文の研究(一)」『內陸アジア言語の研究』五、杉山正明(二〇〇四)、三七二～四〇二頁、圖版二六～二七
- 杉山正明 一九九〇 b 「草堂寺闍端太子令旨碑の譯注」『史窓』四七、杉山正明(二〇〇四)、四二五～四五六頁、圖版二八～二九
- 杉山正明 一九九三「八不沙大王の令旨碑より」『東洋史研究』五二一三、杉山正明(二〇〇四)、一八七～二四〇頁
- 杉山正明 一九九五「大元ウルスの三大王國——カイシャンの奪權とその前後——(上)」『京都大學文學部研究紀要』三四、九二～一五〇頁
- 杉山正明 一九九六 a 「モンゴル時代史研究の現状と課題」宋元時代史の基本問題編集委員會編『宋元時代史の基本問題』東京、汲古書院、四九七～五二八頁

- 杉山正明 一九九六b 『モンゴル帝国の興亡(下)——世界經營の時代』東京、講談社
- 杉山正明 一九九七 「碑はたちあがり歴史は蘇る」杉山正明・北川誠一(一九九七)、一七七～一九八頁
- 杉山正明 二〇〇〇 『世界史を變貌させたモンゴル——時代史のデッサン』東京、角川書店
- 杉山正明 二〇〇四 『モンゴル帝國と大元ウルス』京都、京都大學學術出版會
- 杉山正明・北川誠一 一九九七 『大モンゴルの時代』(世界の歴史九)東京、中央公論社
- 周藤吉之 一九五四 「唐宋時代の資料に見える頭項・頭下と探馬——遼・元の投下との關聯に於いて——」『駒澤史學』四、周藤吉之(一九六四)、六五五～六八四頁
- 周藤吉之 一九六九 『宋代史研究』東京、東洋文庫
- 高橋文治 一九九一 『太宗オゴデイ癸巳年皇帝聖旨譯注』『追手門學院大學文學部紀要』二五、高橋文治(二〇一一)、三三三～六七頁
- 高橋文治 一九九五 「モンゴル時代全眞教文書の研究(一)」『追手門學院大學文學部紀要』三一、高橋文治(二〇一一)、一〇四～一三〇頁
- 高橋文治 一九九七a 「モンゴル時代全眞教文書の研究(二)」『追手門學院大學文學部紀要』三二、高橋文治(二〇一一)、一三一～一六四頁
- 高橋文治 一九九七b 「モンゴル時代全眞教文書の研究(三)」『追手門學院大學文學部紀要』三三、高橋文治(二〇一一)、一六五～二〇六頁
- 高橋文治 一九九九 「クビライの令旨二通——もう一つの「道佛論争」——」『アジア文化學科年報』二、高橋文治(二〇一一)、八七～一〇三頁
- 高橋文治 二〇〇六 「阿識罕大王の令旨をめぐって」淺見洋二編『テキストの讀解と傳承』豊中、大阪大學大學院文學研究科廣域文化表現論講座共同研究成果報告書、高橋文治(二〇一一)、四〇二～四三六頁
- 高橋文治 二〇一〇 「一二五八年山西浮山縣天聖宮給文二碑札記」『内陸アジア言語の研究』二五、高橋文治(二〇一一)、二〇七～二二四頁
- 高橋文治 二〇一一 『モンゴル時代道教文書の研究』東京、汲古書院
- チヨクト 二〇一一 「『元朝秘史』の世界を理解するために——中國における『元朝秘史』研究の問題を中心に」早稻田大學モンゴル研究所(二〇一一)、二四～四三頁
- 中村和之 一九九二 「北からの蒙古襲來」小論——元朝のサハリン侵攻をめぐって——『史朋』二五、一～九頁

- 中村和之 一九九七 「十三～十六世紀の環日本海地域とアイヌ」大隅和雄・村井章介(一九九七)、一四五～一七八頁
- 中村和之 二〇〇六 「金・元・明朝の北東アジア政策と日本列島」天野哲也・白杵勲・菊池俊彦(二〇〇六)、一〇〇～一二二頁
- 中村和之 二〇〇七 「金・元代のアムール川下流域における據點の形成」白杵勲(二〇〇七)、二九～三二頁
- 中村和之 二〇一〇 「北からの蒙古襲來」をめぐる諸問題」菊池俊彦(二〇一〇)、四一三～四三〇頁
- 中村 淳・松川 節 一九九三 「新發現の蒙漢合璧少林寺聖旨碑」『内陸アジア言語の研究』八、一～九二頁、圖版一～八
- 野口周一 一九八四 「元代武宗期の王號授與について」『元史』諸王表に關する一考察——岡本敬二先生退官記念論集刊行會編
- 野口周一 一九八六 「元代後半期の王號授與について」『史學』五六―二、五三～八三頁
- 藤原崇人 二〇〇五 「元代華北における僧官の設置形態」『内陸アジア史研究』二〇、一三三～四三頁
- 松田善之 二〇〇五 「靈巖寺執照碑」一碑陽所刻文書を通してみた元代文書行政の一断面」『アジア・アフリカ言語文化研究』七〇、八一～一〇五頁
- 松田善之 二〇〇七 a 「蒙文直譯體の展開——「靈巖寺聖旨碑」の事例研究——」『内陸アジア史研究』二二、一～二〇頁
- 松田善之 二〇〇七 b 「蒙文直譯體の成立をめぐる——モンゴル政權における公文書翻譯システムの端緒——」『語學教育フォーラム』一三、七～一九頁
- 松田善之 二〇一 a 「モンゴル語直譯體の漢語への影響——モンゴル帝國の言語政策と漢語世界——」『歴史學研究』八七五、一～二二、六四頁
- 松田善之 二〇一 b 「ハルハーン大王と寧海王イスマイールの令旨碑」『二一、一四世紀東アジア史料通信』一五、一〇～一五頁
- 松田善之 二〇一 c 「石刻史料が拓くモンゴル帝國史研究——華北地域を中心として——」早稻田大學モンゴル研究所(二〇一)、六五～九〇頁
- 堀江雅明 一九八五 「テムグリオッチギンとその子孫」『東洋史苑』二四・二五、一二五～二七〇頁
- 堀江雅明 一九九〇 「ナヤンの反亂について(上)」『東洋史苑』三四・三五、七三～九一頁
- 松川 節 一九九五 「大元ウルス命令文の書式」『待兼山論叢 史學篇』二九、二五～五二頁
- 松川 節 二〇〇一 「一三～一四世紀モンゴル時代發令文の研究」京都、松香堂
- 松田孝一 一九七八 「モンゴルの漢地統治制度——分地分民制度を中心として——」『待兼山論叢 史學篇』一一、三三～五四頁

- 松田孝一 一九七九 「元朝期の分封制——安西王の事例を中心として——」『史學雜誌』八八・八、三七七～七四頁
- 松田孝一 一九八〇 「フラグ家の東方領」『東洋史研究』三九・一、三五～六二頁
- 松田孝一 一九九二 「チャガタイ家千戸の陝西南部駐屯軍團(上)」『國際研究論叢』五一・二、六七～八五頁
- 松田孝一 一九九三 「チャガタイ家千戸の陝西南部駐屯軍團(下)」『國際研究論叢』五一・三・四、三五～五〇頁
- 松田孝一 編 二〇〇二 『碑刻等史料の総合的分析によるモンゴル帝國・元朝の政治・經濟システムの基盤的研究』平成二二～一三年度科學研究費補助金基盤研究(B)(二) 研究成果報告書(研究課題番號、一二四一〇〇九六)
- 松田孝一 二〇〇三 「チャガタイ家千戸の陝西南部駐屯軍團(補遺)——幽王チユベイ家分地邠州關係銘文について——」『國際研究論叢』一六・二、一一～一九頁
- 松田孝一 編 二〇〇八 『内陸アジア諸言語資料の解讀によるモンゴルの都市發展と交通に關する総合研究』平成一七年度～一九年度科學研究費補助金基盤研究(B) 研究成果報告書(課題番號、一七三二〇一三)
- 松田孝一 二〇一〇 a 「窩關台汗の「丙申年分撥」再考(一)——「答里眞官人位」の寧海州分地について——」『西域歴史語言研究集刊』四、一一五～一二四頁
- 松田孝一 二〇一〇 b 「オゴデイ・カンの「丙申年分撥」再考(二)——分撥記事考證——」『立命館文學』六一九、五一～六六頁
- 松田孝一 二〇一三 「投下領」岡本隆司(二〇一三)、一七三～一七四頁
- 宮 紀子 一九九九 「大徳十一年「加封孔子制誥」をめぐる諸問題」『中國——社會と文化』一四、宮紀子(二〇〇六 a)、二七一～三〇一頁
- 宮 紀子 二〇〇三・二〇〇四 「モンゴルが遺した「翻譯」言語——舊本「老乞大」の發見によせて——」『内陸アジア言語の研究』一八・一九、宮紀子(二〇〇六 a)、一七七～二六八頁
- 宮 紀子 二〇〇六 a 『モンゴル時代の出版文化』名古屋、名古屋大學出版會
- 宮 紀子 二〇〇六 b 『農桑輯要』からみた大元ウルスの勸農政策(上)』『人文學報』九三、五七～八四頁
- 村岡 倫 二〇〇一 「モンゴル時代初期の河西・山西地方——右翼ウルスの分地成立をめぐる——」『龍谷史壇』一一七、一～二二頁
- 村岡 倫 二〇〇二 「モンゴル時代の右翼ウルスと山西地方」松田孝一(二〇〇二)、一五一～一七〇頁
- 村岡 倫 二〇〇六 「元代永寧王家の系譜とその投下領」『東洋史苑』六六、一～二〇頁(初出、『一三、一四世紀東アジア史料通信』三、二〇〇五年)

- 村岡 倫 二〇一〇 「モンゴル時代の山西平陽地區と諸王の權益——聖姑廟「阿識罕大王令旨碑」より」『龍谷大學論集』四七四・四七五、一九三—二四頁（初出、『三三』一四世紀東アジア史料通信』一〇、二〇〇九年）
- 村上正二 一九四〇 「元朝における投下の意義」『蒙古學報』一、村上正二（一九九三）、一—四二頁
- 村上正二 一九六二 「モンゴル朝治下の封邑制の起源——とくに Soyural 及び Qubi 及び Emcu との關聯について——」『東洋學報』四四—三、村上正二（一九九三）、一七三—二〇六頁
- 村上正二 譯注 一九七六 『モンゴル秘史』三、東京、平凡社
- 村上正二 一九九三 『モンゴル帝國史研究』東京、風間書房
- 森平雅彦 一九九八 「高麗王位下の基礎的考察——大元ウルスの一分權勢力としての高麗王家」『朝鮮史研究會論文集』三六、森平雅彦（二〇一三）、六〇—一〇四頁
- 森平雅彦 二〇一三 『モンゴル霸權下の高麗——帝國秩序と王國の對應——』名古屋、名古屋大學出版會
- 山本明志 二〇〇五（評）『書評：I. de Rachewiltz, *The Secret History of the Mongols: A Mongolian Epic Chronicle of the Thirteenth Century. Translated with a historical and philological commentary*. 2 vols. (Brill's Inner Asian Library, vol. 7), Brill, Leiden/Boston, 2004』『内陸アジア史研究』一〇、一一三—一二三頁
- 吉田順一 二〇一〇 「モンゴル秘史」研究の新たな展開にむけて」早稲田大學モンゴル研究所（二〇一〇）、九—二三頁
- 吉田順一・チメドドルジ 編 二〇〇八 『ハラホト出土モンゴル文書の研究』東京、雄山閣
- 早稲田大學モンゴル研究所 編 二〇一〇 『モンゴル史研究——現状と展望』東京、明石書店
- 渡邊 久 二〇一〇 「天聖宮と二つの蒙哥聖旨裏碑——山西省浮山縣東張郷の天聖宮遺址を訪ねて——」『三三』一四世紀東アジア史料通信』一一、八—一四頁

【中文】

- 蔡美彪 一九五五 『元代白話碑集錄』北京、科學出版社
- 陳垣 編 一九八八、陳智超・曾慶瑛 校補 『道家金石略』北京、文物出版社
- 松田善之 二〇〇八 「兩通寧海王令旨與蒙元時期的昆崙山全眞道」齊魯文化與昆崙山道教國際學術研討會（二〇〇八年一月二一日、於中國牟平）、要旨、同會議手冊
- 馮承鈞 一九三三 『元代白話碑』上海、商務印書館

- 國家文物局 主編 二〇〇七 『中國文物地圖集 山東分冊』全二冊、北京、中國地圖出版社
- 洪金富 一九八七 『從「投下」分封制度看元朝政權的性質』《歷史語言研究所集刊》五八—四、八四三—九〇七頁
- 井黑忍 二〇一一 『山西翼城喬澤廟金元水利碑考——以《大朝斷定使水日時記》為中心——』《山西大學學報》二〇一一—三、九二—九七頁
- 李治安 一九九二 『元代分封制度研究』天津、天津古籍出版社
- 李治安 一九九三 『元代晉王封藩問題探討』《元史論叢》五、李治安（二〇〇七）、三二二—三三九頁
- 李治安 二〇〇七 『元代分封制度研究（增訂本）』北京、中華書局
- 劉學雷 二〇〇八 a 『唐四仙姑石龕令旨碑碑文』ウエブサイト『山東牟平全真文化論壇』<http://www.mnping.gov.cn/qz/onews.asp?id=269>（二〇〇八年九月八日付公開、後修訂、二〇一三年十一月二十九日最終確認）
- 劉學雷 二〇〇八 b 『昆崙山元代令旨碑碑文』ウエブサイト『山東牟平全真文化論壇』<http://www.mnping.gov.cn/qz/onews.asp?id=279>（二〇〇八年九月一六日付公開、後修訂、二〇一三年十一月二十九日最終確認）
- 劉學雷 二〇〇八 c 『唐四仙姑考』ウエブサイト『山東牟平全真文化論壇』<http://www.mnping.gov.cn/qz/onews.asp?id=295>（二〇〇八年十月二十七日付公開、二〇一三年十一月二十九日最終確認）
- 劉學雷 二〇〇八 d 『黃縣欒氏刻煙霞洞七真像碑』ウエブサイト『山東牟平全真文化論壇』<http://www.mnping.gov.cn/qz/onews.asp?id=303>（二〇〇八年十月二十四日付公開、二〇一三年十一月二十九日最終確認）
- 松田孝一 二〇〇一 『關於小薛大王分地的來源』《元史論叢》八、一三三—一三六頁
- 王宗昱 二〇〇五 『金元全真教石刻新編』北京、北京大學出版社
- 徐慶康・馮培林 二〇一一 『烟臺昆崙山哈魯罕大王令旨考』《聊城大學學報（社會科學版）》二〇一一—二、二九七—二九八頁
- 趙衛東 主編 二〇〇九 『門道昆崙山——齊魯文化與昆崙山道教國際學術研討會論文集』濟南、齊魯書社
- 張廣保 二〇〇八 a 『金元全真教史新研究』香港、青松出版社
- 張廣保 二〇〇八 b 『蒙元時期宗王·世侯對全真教的護持與崇奉』張廣保（二〇〇八 a）、四〇七—四〇六頁、趙衛東（二〇〇九）
- 周良霄 一九八三 『元代投下分封制度初探』《元史論叢》二、五三—七六頁
- 祖生利 二〇〇〇 『元代白話碑文研究』北京、中國社會科學院博士論文
- 祖生利・松田善之 二〇〇五 『元代白話碑文的體例初探』《中國史研究》二〇〇六一—三、一一七—一三五頁

【歐文】

- ATWOOD, Christopher P. (2007) "The Date of the 'Secret History of the Mongols': Reconsidered." *Journal of Song Yuan Studies*, 37 : 1-48.
- CHAVANNES, Ed. (1904/1905/1908) "Inscriptions et pieces de chancellerie chinoises de l'époque mongole." *T'oung Pao*, sér. 2, V : 357-477/VI : 1-42/IX : 297-428 + 30pls.
- DE RACHEWILTZ, Igor (2004) *The Secret History of the Mongols : A Mongolian Epic Chronicle of the Thirteenth Century*. 2vols. Leiden and Boston : Brill.
- DE RACHEWILTZ, Igor (2013) *The Secret History of the Mongols : A Mongolian Epic Chronicle of the Thirteenth Century*. Vol. 3 (Supplement). Leiden and Boston : Brill.
- HAMBS, L. (1945) *Le Chapitre CVII du Yuan Che. supplement au T'oung Pao*, vol. XXXVIII. Leiden : E. J. Brill.
- HAMBS, L. (1954) *Le Chapitre CVIII du Yuan Che. monographies du T'oung Pao*, vol. III. Leiden : E. J. Brill.
- 【史料略號】
- JT/Raushan (1995) Raushan, M. and Misawā, M. (ed.), *Jāmi' al-Tawārīkh*. 4vols. Tehrān, 1373 A. H. S./1995.

【謝辭】 本稿で活用した令旨碑二三通の實見調査に際してご協力頂いた劉學雷氏及び齊魯文化與崑崙山道教國際學術研討會を主催された關係各位に謝意を表したい。また、本稿の骨子の各部分は、成稿前に學會や研究會で口頭發表を行っている。その際、あるいは成稿の過程で、有益なご助言や情報を提供して頂いた赤坂恒明・井黒忍・宇野伸浩・松田孝一・張廣保各氏を始めとする多くの研究者の方々にも感謝の意を述べたい。なお、本研究はJSPS科研費 22251008、22720270、23320154 の助成を受けたものである。

for the spirit. In the latter half of the Northern Dynasties, this problem was resolved, and the seat of the spirit was made independent of the location of the coffin (corpse) that was set on funerary furnishings, and this new burial custom was carried on to tombs of the Sui and the Tang dynasties.

**THE SIGNIFICANCE OF INSCRIBING EDICTS IN LOCAL SOCIETIES
OF NORTHERN CHINA DURING THE MONGOL PERIOD :
ACTIVITIES OF THE DAḠARITAI FAMILY AND OPERATIONS
OF QUANZHEN SECT IN THE FAMILY'S APPANAGE**

FUNADA Yoshiyuki

This paper aims to elucidate the multilateral relations among Mongol princes, Taoist priests, and local officials during the Mongol period through an analysis of the stone inscriptions found in Ninghai Prefecture 寧海州 (today's prefecture-level cities of Yantai and Weihai, Shandong Province 山東省煙臺市·威海市). I focus in particular on two edicts of Mongol princes whose rule characterized Northern China and consider the significance of the issuance edicts and stone inscriptions by the Mongol rulers for local societies across Northern China. I specifically analyze two stone inscriptions, Dawang Qalqan's edict 哈魯罕大王令旨 and Ninghai Wang Ismā'il's edict 寧海王亦思馬因令旨 and consider how the activities of princes from the DaḠaritai family affected the local societies in their appanage. I stress the significance of edicts issued by Mongol rulers and their inscriptions, which is one of the central problems in understanding Mongol rule in Northern China.

First, by means of verifying related inscriptions and historical sources, I confirmed that the issue dates, the Years of the Horse and the Dog, were 1294 and 1310, respectively. Furthermore, I proposed that the DaḠaritai family's home domain was located along the northeastern margin of the Mongolian Plateau since one of these edicts was issued at Heilongjiang 黑龍江, i. e. along the Amur River. This location was parallel with its appanage, located in Ninghai Prefecture at the northeastern edge of Northern China. In addition, this suggests the possibility that the description of DaḠaritai in the *Secret History of the Mongols* was written or revised after the 1260's since it was based on the condition of the DaḠaritai family during the Qubilai era. Next, I investigated the features and values of these two inscriptions, which reflect Mongol princes' autonomy from the central government,

and the historical background of Eastern princes around the time of Nayan and Qadaγan's rebellion.

Finally, after having examined the value and significance of the two edicts, I argued the impact that Mongol rulers' edicts and the stone inscription recording them had on local society. I observed that Ismā'il's edict played an important role in the process of the reburial of the female Taoist priest Tang Si Xiangu 唐四仙姑, which began with a local official's visit to a Donghua Temple 東華宮. This example was a result of the open public nature of stone inscriptions, which was a notable feature of this medium. It was also caused by practical utility of the stone inscriptions.

From the above, we have confirmed that Mongol rulers' edicts and stone inscriptions promulgating them had the potential to significantly impact local societies. Although priests and local officials played the central role in local religious activities, Mongol rulers' involvement with them requires our attention as well. The discussion in this paper has shown one practical case of the triangular interplay in local societies during the Mongol period.

STATE RELIGIOUS SERVICES OF THE MING DYNASTY AND BUDDHISM, TAOISM AND LOCAL GODS

ASAI Motoi

The Ming dynasty advanced a policy that protected Buddhism and Taoism as teachings supplementing the fundamental Confucianism of the dynasty from its early stages. The Department of Rites 禮部 of the Ming government regulated Buddhist and Taoist establishments, imposing examinations of scriptural knowledge on Buddhist and Taoist priests and limiting their number. Moreover, the Ming dynasty had Buddhist and Taoist temples conduct a portion of the Confucian state's ritual system, and during important state ceremonies, such as state religious services, memorial services and political reflection 修省, bureaucrats were dispatched, and religious rites were performed. It can be said that Buddhism and Taoism were substantially incorporated into the framework of state religious services and in turn into the system of state rituals.

Furthermore, many local gods associated with folk belief were also incorporated into state religious services. Some of these local gods were originally human